

保険適用後の不妊治療への経済的支援について

＜保険適用前 令和4年3月まで＞

第2子以降の特定不妊治療助成回数追加
国制度とあわせて8回まで

特定不妊治療費助成（上乗せ含む）
最大30万円
（一部17.5万円）

＜保険適用後 令和4年4月から＞

第2子以降の特定不妊治療助成回数追加
保険制度とあわせて8回まで

先進医療助成
70%を助成

保険適用 70%を保険給付

保険診療（標準的な治療）

県単
助成